

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 1 回 2016 年 1 月



新規定・ファイナンス・リース業に関する一部の増値税 手続きを明確化

本アラートの分析対象法規：

「国家税務総局による増値税改革試行期間中の増値税問題に関する公告」、国家税務総局公告 [2015] 第 90 号、2015 年 12 月 22 日公布。同公告第 3 及び第 4 条については、ファイナンス・リース企業の一部の増値税問題に対し政策上統一化した。

国家税務総局は最近、2015 年第 90 号「国家税務総局による増値税改革試行期間中の増値税問題に関する公告」(以下「90 号公告」)を公布した。同公告第 3 条及び第 4 条は、ファイナンス・リース業界の増値税手続きに関して、政策上から統一化した。具体的条項は下記のとおりである。

- 納税者が有形動産のセール・アンド・リースバック業務を提供する場合、当期売上高を算出する際の控除可能な有形動産の元本は、契約書に約定された当期の受領すべき元本であり、契約書がない又は契約書に約定されていない場合は、当期における実際受領済み元金である。
- 納税者が有形動産のファイナンス・リース業務を提供する場合、ファクタリングにおけるファイナンス・リース契約上の弁済期未到来のリース料債権を銀行系金融機関に譲渡する場合、リース契約当事者間のファイナンス・リース契約における関係の変更にならず、現行規定に従い、引続き増値税を納付し、リース契約者に増値税専用発票を発行することになる。

90 号公告は 2016 年 2 月 1 日より実施される。そのため、それ以前に処理されていない事項は 90 号公告の規定に順ずることになる。

背景

ファイナンス・リース業界は、2012 年 1 月 1 日付けで増値税改革の適用対象に指定された以降、増値税に関する問題が後を絶たず、業界に混乱をもたらしてきた。当該公告において言及されている問題はその典型であり、以下の解説を参照されたい。

- セール・アンド・リースバック業務に関する財税【2013】106 号文(以下「106 号文」)による実務上の難題

106号分は、ファイナンス・リース業者が、有形動産の元本等を控除してその差額を基にした増値税計算できることを明確に規定した。その一方、106号文では、セール・アンド・リースバック契約におけるリース契約者から受領する有形動産の元本に対し、リース契約者が発行する専用発票を合法的な証憑とすると規定している。この規定により、実務上の困難を引き起こし、例えばリース契約者が増値税専用発票を発行できない(リース契約者が営業税納税者である場合など)、若しくは専用発票を発行しない場合、ファイナンス・リース業者の差額控除の計算が税務リスクとなっている。

- **ファクタリング業務に関する規定の空白**

ファイナンス・リース業者が、ファクタリングにおける未収リース料債権を銀行系金融機関に譲渡する場合の関連する増値税処理の手続きは未だ不明確である。実務上、リース契約者は仕入税額控除のためにリース料支払に対する増値税専用発票を入手しなければならない。その一方、銀行系金融機関は現在、営業税が適用されるために増値税専用発票を発行することができない。その結果、実務上、リース契約者の税額控除のために、債権を譲渡した後も引き続きファイナンス・リース業者が増値税発票を発行できることが望まれている。

90号公告の公布は、上述のバックグラウンドに基づくものであり、政策上から方針、ならびに各地の実務上の運用の統一に法的根拠を与えたものである。

KPMG の所見

90号公告がもたらす良い影響は下記のとおりである

- 税務上、セール・アンド・リースバックを融資業務と認容した。ファイナンス・リース業者の該当の業務は実質的に融資業務であり、その本質は銀行系金融機関の融資業務に類似する。融資業務における元本は課税所得ではないことから、資金の貸出し側は自ら控除することが可能である。90号公告は、セール・アンド・リースバックにおける元本を控除するための発票要求を免除し、銀行系金融機関の融資業務における元本の手続きと合致させ、さらには、税務機関によってセール・アンド・リースバックを融資業務と同質であることをより明確にした。
- ファクタリングにおける増値税手続きは、証券化業務の税務手続きの参考となる。増値税専用発票の発行の問題から、実務上、リース資産の証券化業務は一般的に財務諸表に記載されないため、業務の目的はある程度歪められていた。90号公告は、ファクタリングにおける未収リース料債権を銀行系金融機関に譲渡した場合、リース契約者とファイナンス・リース契約関係を変更しないため、リース契約者は引き続き、専用発票が発行できることを規定した。ファクタリングおよび証券化業務は、その性質上からも、同様の債権譲渡の方法であることを鑑みて、上述の規定が証券化業務にも資するものであり、税務問題に起因する証券化およびファクタリングに関する会計処理の歪みを是正することが可能となる。
- 90号公告公布は、国家税務総局が増値税改革の試行において、これからも増値税手続きに対する改善を行い、実務要求にしたがって積極的に法改正を行う意思を明確にしたものである。

企業の考慮すべき課題

増値税改革は、ファイナンス・リース業にとって大きな課題であり、過去4年間の増値税手続きに係わる諸問題から見ても明らかである。今後、金融業界などに対する増値税改革が進むに従って、ファイナンス・リース業は、さらに増値税管理の課題に直面するものと予想される。ファイナンス・リース業は、同90号公告の公布と執行を機に、下記の問題に関して考慮しておかなければならない。

- ファイナンス・リース業は、金融業界の増値税改革がファイナンス・リース業の融資コストにもたらす影響について考慮しなければならない。現時点の情報によると、金融業界の増値税改革は2016年に施行される。その際、銀行系金融機関の貸出金利による収入は、6%の増値税率が適用される見込みである。そのため、融資業務がファイナンス・リース業の中核であることを考慮すれば、企業は、増値税改革によって融資業務にもたらされる一連の問題を検討しておかなければならない。例えば、①銀行系金融機関から、営業税率より高い増値税率が適用されるため税務コストを転嫁されることをいかに回避できるか、②企業の現在の複数の融資方法を予め検討して、金融業界の増値税改革によって融資コストにもたらす影響を評価すると同時に、その対策を講じておく必要があるか、③支払利息の差額に基づく課税方法は、将来の金融業界の増値税改革において調整できるか否かなどの問題及び事前に取れる対応策などである。
- ファイナンス・リース業は、融資業務とリース業務の増値税率の相違によってもたらされる影響を考慮しなければならない。
- ファクタリングならびに資産証券化などの業務に関する増値税手続きについても注意が必要である。金融業界の増値税改革を実行した後に、ファクタリングならびに資産証券化の業務に増値税が適用される。ファイナンス・リース業は予め、増値税改革によるファクタリングならびに資産証券化の業務に対する影響を勘案して、契約書文書に予防的な条項を追加するなど、その対応策を講じておくことを検討すべきである。
- 金融業界あるいは生活関連サービス業界などの増値税改革の実施がもたらすビジネスモデルへの影響についても考慮する必要がある。現在、銀行系金融機関が営業税を適用していることにより、現行のリース業が適用している差額に基づく課税方法は、セール・アンド・リースバックなど一部の業務におけるファイナンス・リース業を競争優位に立たせることになっている。しかし、今後、上記業界の増値税改革は、ファイナンス・リース業界にも影響をもたらすものと考えられる。そのため、企業は、現行のビジネスモデルの持続可能性を積極的に洗いなおして、競争力のある新しいビジネスモデルを模索しておかなければならない。

90号公告によって、ファイナンス・リースに関する増値税問題が解決されることは歓迎されるべきことであり、また、業界にとっても喜ばしいニュースである。しかしながら、ファイナンス・リース業は今後にも、増値税改革の様々な課題に直面するであろうと予想されるため、企業はこれらの問題について予め検討し、かつ積極的に直面する課題にも対応しなければならない。私たち KPMG は、企業様からのご相談に積極的に対応しながら、皆様と共に、問題の解決に全力で取り組んでまいります。

